

鹿屋市行政組織規則等の一部を改正する規則

(鹿屋市行政組織規則の一部改正)

第1条 鹿屋市行政組織規則（平成18年鹿屋市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「掲げる課」の次に「及び対策本部」を加え、同項の表市長公室の部政策推進課の項を次のように改める。

人口減少対策本部	
政策推進課	

第3条第1項の表総務部の部財政課の項中「財産活用推進室」を「財産管理係」に改め、同表市民生活部の部生活環境課の項中「リサイクル推進係」を削り、同部安全安心課の項中「消防防災係」を「防災係 消防係」に改め、同表保健福祉部の部福祉政策課の項中「障害者福祉政策係」を「障がい者福祉政策係」に、「障害者自立支援係」を「障がい者自立支援係」に改め、同部子育て支援課の項中「児童家庭係」の次に「家庭相談係」を加え、同表農林商工部の部農林水産課の項を次のように改める。

農政課	農業振興係 生産流通係 担い手育成係
林務水産課	林務係 水産係

第6条の表中「農林水産課」を「農政課」に、

「仮屋ふれあいセンター

」を「仮屋ふれあいセンター

」に改める。

第9条第1項の表総合支所の項の次に次のように加える。

対策本部	事務局長 次長	参事 主幹
------	---------	-------

第11条第1項の表部長級の部公室長部長の項中「公室長 部長」を「公室長 部長 対策本部事務局長」に改める。

に、「又は部長」を「、部長又は対策本部事務局長」に改め、同表課長補佐級の部課長補佐の項を次のように改める。

次長	次長は、上司の命を受け、事務局長を補佐し、事務局長に事故がある場合は、その職務を行う。
課長補佐	<ol style="list-style-type: none"> 1 課長補佐は、上司の命を受け、課長を補佐し、課長に事故がある場合は、その職務を行う。 2 課長補佐は、課の所管する分掌事務の進捗状況を常に把握し、関連する係と必要な調整を行い、随時上司に報告する。

別表第1市長公室の部政策推進課（部主管課）の款を次のように改める。

人口減少対策本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 人口減少に伴う課題を解決するための各種調査・研究、計画策定、計画に基づく施策・事業の構築・推進に関すること。 2 庁内関係部署間の連絡・調整に関すること。 3 本部会議及び作業部会の運営に関すること。 4 その他人口減少対策に関すること。
政策推進課 （部主管課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 市政の方針及び重要施策並びにこれらの総合調整に関すること。 2 基本構想、基本計画その他市政の総合的な計画に関すること。 3 事務事業の総合調整及び推進に関すること。 4 行政評価及び重要施策の進行管理に関すること。 5 庁議等に関すること。 6 基幹統計その他統計に関すること。 7 統計資料の解析、整備及び提供に関すること。 8 広域連携施策の企画立案及び総合調整並びに実施の推進に関すること。 9 大隅総合開発期成会に関すること。 10 鹿屋市開発促進協議会に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> 11 市長事務に係る生涯学習の統括整理に関すること。 12 再生可能エネルギーの総括に関すること。 13 総合教育会議に関すること。 14 自衛隊との連絡調整に関すること。 15 防衛施設周辺的生活環境の整備に関すること。 16 再編交付金事業基金に関すること。 17 鹿屋市防衛協会に関すること。 18 秘書及び渉外に関すること。 19 名誉市民及び鹿屋市表彰に関すること。 20 儀式及び叙勲・褒章に関すること。 21 市長会に関すること。 22 市長の資産等の公開に関すること。 23 広報及び広聴に関すること。 24 市民の声直行便に関すること。 25 報道機関との連絡調整に関すること。 26 その他特命事項の調査及び調整並びに推進に関すること。 27 課内の庶務に関すること。
--	--

別表第1 総務部の部デジタル推進課の款情報化推進係の項第1号中「企画及び」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同部財政課の款財務係の項第3号中「過疎地域自立促進特別事業基金」を「過疎地域持続的発展特別事業基金」に改め、同項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第17号までを2号ずつ繰り上げ、第18号を削り、同款財産活用推進室の項中「財産活用推進室」を「財産管理係」に改め、第14号の次に次の1号を加える。

15 課内の庶務に関すること。

別表第1 総務部の部収納管理課の款収納第一係の項中第19号を削り、第20号を第19号とし、第21号を第20号とし、同款収納第二係の項中第19号を削り、第20号を第19号とし、第21号を第20号とし、同表市民生活部の部生活環境課（部主管課）

の款環境政策系の項中第17号を第31号とし、第16号の次に次の14号を加える。

- 17 ごみの減量及びリサイクルの推進に関すること。
- 18 ごみ及び資源物の収集運搬並びに処理に関すること。
- 19 ごみの分別に関すること。
- 20 ごみの収集方法に関すること。
- 21 有料指定ごみ袋に関すること。
- 22 ごみステーションに関すること。
- 23 生ごみの減量に関すること。
- 24 容器包装に係る分別収集計画に関すること。
- 25 容器包装に係る再商品化に関すること。
- 26 一般廃棄物処理実施計画に関すること。
- 27 資源センターに関すること。
- 28 衛生自治団体連合会に関すること。
- 29 住民の清掃活動に関すること。
- 30 犬、猫等の死骸処理に関すること。

別表第1 市民生活部の部生活環境課（部主管課）の款中リサイクル推進系の項を削り、同部安全安心課の款防犯交通系の項中第9号を削り、同款消防防災系の項を次のように改める。

防災係	<ol style="list-style-type: none">1 水難救助及び水防施設に関すること。2 防災及び危機管理対策に係る総合調整に関すること。3 災害対策及び防災行政無線に関すること。4 防空壕対策の総括に関すること。5 国民保護に関すること。6 自主防災組織に関すること。7 防災会議及び災害対策本部に関すること。
消防係	<ol style="list-style-type: none">1 消防施設、古江コミュニティ消防センター及び消防資機材に関すること。2 消防賞じゅつ金等審査委員会に関すること。3 消防組合との連絡調整に関すること。4 消防団及び後援会に関すること。

	5 課内の庶務に関すること。
--	----------------

別表第1保健福祉部の部福祉政策課（部主管課）の款中「障害者福祉政策係」を「障がい者福祉政策係」に、「障害者自立支援係」を「障がい者自立支援係」に改め、同部子育て支援課の款児童家庭係の項中第6号から第10号までを削り、同款に次の1項を加える。

家庭相談係	1 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。
	2 家庭児童相談に関すること。
	3 婦人保護事業に関すること。
	4 児童虐待防止に関すること。
	5 子どもの貧困対策の総括に関すること。

別表第1農林商工部の部農林水産課の款中「農林水産課」を「農政課」に、「農業振興管理係」を「農業振興係」に改め、同款かのやアグリ起業ファーム推進室の項中「かのやアグリ起業ファーム推進室」を「担い手育成係」に改め、第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号を第16号とし、第18号を第17号とし、第19号を削り、同款中林務水産係の項を削り、同款の次に次の1款を加える。

林務水産課	林務係	1 林業政策の総合企画及び調整に関すること。
		2 森林保全及び保安林に関すること。
		3 市有林及び分収林に関すること。
		4 火入れに関すること。
		5 入会林野の整備計画に関すること。
		6 造林に関すること。
		7 林業経営計画及び森林整備計画に関すること。
		8 森林災害及び森林病虫害に関すること。
		9 有害鳥獣に関すること。
		10 鹿屋市鳥獣害防止対策協議会に関すること。
		11 特用林産物に関すること。
		12 林業活性化施設に関すること。
		13 森林経営管理制度に関すること。
		14 鹿屋市みどり推進協議会に関すること。

		15 その他林務に関すること。
水産係		1 水産行政の総合企画及び調整に関すること。 2 環境保全型水産業に関すること。 3 養殖漁業に関すること。 4 漁船漁業に関すること。 5 内水面漁業に関すること。 6 水産加工・流通に関すること。 7 魚市場に関すること。 8 遊漁船に関すること。 9 食育の推進に係る総合調整に関すること。 10 市民ふれあい農園に関すること。 11 課内の庶務に関すること。

(鹿屋市公印規則の一部改正)

第2条 鹿屋市公印規則（平成18年鹿屋市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表特殊市長印の項管理者の欄中「農林水産課長」を「林務水産課長」に改める。

(鹿屋市職員貸与品貸与規則の一部改正)

第3条 鹿屋市職員貸与品貸与規則（平成18年鹿屋市規則第56号）の一部を次のように改正する。

別表農林水産課の項を次のように改める。

農政課	営農指導、農薬の取扱指導、病虫害防除の業務等に従事する職員	ゴム長靴	1	2	
		雨衣	1	4	
		安全靴	1	3	
林務水産課	林務作業に従事する職員	ゴム長靴	1	2	
		雨衣	1	4	
		安全靴	1	3	
		ヘルメット	1	5	

(鹿屋市予算規則の一部改正)

第4条 鹿屋市予算規則（平成18年鹿屋市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「定める課長」の次に「、人口減少対策本部事務局次長」を加える。

（鹿屋市会計規則の一部改正）

第5条 鹿屋市会計規則（平成18年鹿屋市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「定める課長」の次に「、人口減少対策本部事務局次長」を加える。

別表第1農林商工部の項出納員の欄中「農林水産課」を「農政課及び林務水産課」に改める。

（鹿屋市財産規則の一部改正）

第6条 鹿屋市財産規則（平成18年鹿屋市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「農林水産課長」を「林務水産課長」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。